

消費税率引き上げに伴う料金等の改定について

平成24年8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から消費税率が地方消費税と合わせて8%に引き上げられることとなりました。

消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る必要があることから、現行の消費税5%相当額の転嫁を平成26年4月1日から8%相当額にする条例改正が行われましたので、改正のあった条例をお知らせします。

みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

消費税率の引き上げにより一部が改正された条例は、

- 八百津町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例
- 八百津町道路占用料等徴収条例
- 八百津町法定外公共物管理条例
- 八百津町水道給水条例
- 八百津町下水道条例
- 八百津町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

広報やおつに先立ち、回覧（お知らせ版第20号 1月17日、第22号 2月20日発行）で詳しくお知らせしましたが、引き上げられる内容は、消費税および地方消費税が、5%から8%に引き上げられることによるものです。

直接多くのみなさまに関係する水道、下水道関係の料金表を下記に掲載いたします。

○水道料金（合計額の1円未満端数は切り捨てます。下記の表示は銭までの単価表示）

基本料金（10㎡まで）				水量料金（1㎡につき）			
口径(mm)	新料金	現行料金	比較増	区 分	新料金	現行料金	比較増
13以下	2,192.40	2,131.50	60.90	11㎡ から 20㎡まで	219.24	213.15	6.09
20以下	2,635.20	2,562.00	73.20	21㎡ から 50㎡まで	251.64	244.65	6.99
25以下	3,045.60	2,961.00	84.60	51㎡ 以上	282.96	275.10	7.86
40以下	4,870.80	4,735.50	135.30				
50以下	6,534.00	6,352.50	181.50				
75以下	12,355.20	12,012.00	343.20				

○下水道料金（合計額の1円未満端数は切り捨てます。下記の表示は銭までの単価表示）

	区 分	新料金	現行料金	比較増
基本料金	10㎡まで	1,566.00	1,522.50	43.50
水量料金 (1㎡につき)	11㎡ から 20㎡まで	156.60	152.25	4.35
	21㎡ から 50㎡まで	172.80	168.00	4.80
	51㎡ 以上	198.72	193.20	5.52

○水道加入分担金（円）

口径(mm)	新加入分担金	現行加入分担金	比較増
20以下	314,500	305,800	8,700
25以下	838,800	815,500	23,300
40以下	2,201,900	2,140,800	61,100
50以下	3,355,300	3,262,100	93,200
65以下	別に定める	別に定める	—

○給水手数料

	新料金	現行料金	比較増
給水開始(再開) 手数料	1,050	1,020	30
給水休止 手数料	1,050	1,020	30